## 論文賞選出規則

(目的)

第1条 日本集中治療医学会論文賞を設け、集中治療医学の発展に寄与する。

(対象)

- 第2条 対象要件は以下のとおりとする。
  - (1) 筆頭著者が日本集中治療医学会の正会員であること。
  - (2) 対象論文は、本会学術集会の前々年10月から前年9月の間に学術誌に掲載された原著論文とし、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。
    - 1) 平澤博之記念賞(最優秀論文賞) 優秀論文賞への応募論文の中から最も価値のある臨床分野の研究論文に授与
    - 2)優秀論文賞

本会学術集会(同時開催された日韓学術交流合同会議など国際会議での発表も含む)に おいて発表され、かつ権威ある学術誌に掲載された論文(採択通知不可)

3) 奨励賞

優秀論文賞への応募論文の中で、対象は論文賞選考の申し合わせ事項に定める論文

- 4)日本集中治療医学会雑誌賞
  - 日本集中治療医学会雑誌に掲載された原著論文の中で、機関誌編集・用語委員会によって 選考、推薦された論文
- 5) Journal of Intensive Care 賞
  Journal of Intensive Care に掲載された原著論文の中で、英文機関誌編集委員会によって選考、推薦された論文

(応募の方式)

- 第3条 優秀論文賞への応募の方式は以下のとおりとする。
  - (1) 自薦・他薦を問わず、推薦による応募とする。日本集中治療医学会雑誌や Journal of Intensive Care に掲載された論文についても、本賞を希望する者は推薦による応募を要する。 なお、推薦者は日本集中治療医学会の正会員に限る。
  - (2) 推薦者は、1編のみを推薦できる。
  - (3) 推薦者は推薦理由を添付する。
  - (4) 応募用紙には、下記の項目を記載する。
    - 1)氏名·所属·国家資格種類·資格取得年月
    - 2) 掲載雑誌名、号、巻、頁

(頁なしの電子雑誌では号、巻、論文番号、掲載日)

- 3) 推薦者の氏名・所属・日本集中治療医学会会員番号
- (5)優秀論文賞については、学術集会での発表記録(学会名、開催年月、開催場所、演題名、演者

名全員)を添付する。

- (6) 論文別刷(コピー可) 2部を添付する。
- (7)上記応募書類を本会優秀論文賞選考委員会宛に送る。
- (8) 応募書類は返却しない。

### (優秀論文賞選考委員会)

- 第4条 優秀論文賞選考委員会は次の構成とし、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
  - (1)編集機関誌編集・用語委員会委員長(選考委員長となる)
  - (2) 本会会長、前会長、次期会長、次々期会長
  - (3) 英文機関誌編集委員会委員長
  - (4) 学会主導共同研究推進会議議長
  - (5) 理事長が指名する評議員5名(領域・職種等を考慮して選出)

### (募集方法)

- 第5条 募集方法は以下のとおりとする。
  - (1)優秀論文選考委員長は年1回、候補論文の募集を行う。
  - (2) 候補論文は別に定める論文賞選考の申し合わせ事項に従い公募する。

#### (選考方法)

- 第6条 選考方法は以下のとおりとする。
  - (1)優秀論文選考委員会は別に定める論文賞選考の申し合わせ事項に従って選考する。
  - (2) 受賞論文は理事会の議を経て決定する。
  - (3) 受賞論文は年5編以内とする。

#### (受賞)

第7条 賞状および副賞を同年度の学術集会において理事長より授与する。

# (学術集会での報告)

第8条 受賞者は、同年度の学術集会において該当論文内容を報告しなければならない。

## (基金)

第9条 平澤博之記念賞(最優秀論文賞)は、平澤博之先生よりの寄付金を基金とする。その他の寄付金を受け付ける。基金の管理運用は理事長が行う。

# (改定)

第10条 この規則の改定は、優秀論文賞選考委員会が発議し理事会の承認を得る。

## (附則)

- この内規は、1986年3月1日から施行する。
- この改定は、2001年5月18日から施行する。
- この改定は、2002年1月11日から施行する。
- この改定は、2003年5月1日から施行する。
- この改定は、2004年3月5日から施行する。
- (ただし、理事長に関する事項は 2005 年 2 月 23 日から施行する。)
- この改定は、2005年12月22日から施行する。
- この改定は、2013年1月31日から施行する。
- この改定は、2013年9月1日から施行する。
- この改定は、2016年2月11日から施行する。
- この改定は、2018年5月28日から施行する。
- この改定は、2018年9月27日から施行する。
- この改定は、2019年2月28日から施行する。
- この改定は、2019年12月19日から施行する。
- この改定は、2020年6月15日から施行する。
- この改定は、2020年12月11日から施行する。
- この改定は、2021年2月11日から施行する。
- この改定は、2021年6月28日から施行する。
- この改定は、2022年10月28日から施行する。
- この改定は、2023年2月3日から施行する。
- この改定は、2023年11月24日から施行する。